入院時食事療養に係るお知らせ

（2025年4月1日から適用）

<table>
<tr><th>一般（70歳未満）の方</th><th>70歳以上の方</th><th colspan="2">患者さんの食事負担額</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td>一　般</td><td>一　般</td><td colspan="2">1食当たり
510円

※指定難病対象者・小児慢性特定疾患対象者等は
1食当たり300円</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">低所得者
（住民税非課税）</td><td rowspan="2">低所得者Ⅱ
（世帯全員が住民税非課税であって、「低所得者Ⅰ」以外の方）</td><td>過去12ヶ月の入院日数が
90日以内の場合</td><td>1食当たり
240円</td><td rowspan="3">※該当する方は、入院前にご加入の健康保険組合にて「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受け、病院へ提示してください。</td></tr>
<tr><td>過去12ヶ月の入院日数が
90日を超える場合</td><td>1食当たり
190円</td></tr>
<tr><td></td><td>低所得者Ⅰ
（世帯全員が住民税非課税であって、所得が一定基準に満たない方等）</td><td colspan="2">1食当たり
110円</td></tr>
</table>

当院は入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士等によって管理された食事を適時、適温で提供しています。
（食事の時間は、朝食8時、昼食12時、夕食18時以降です。）

※自費診療の場合は、1食当たり690円（経腸栄養剤のみの場合は625円）のご負担となります。厚生労働大臣が定める特別食を提供した場合は1食につき76円負担額が増えます。また、入院する病棟によっては1日につき50円負担額が増えます。

病院長